令和４年度（2022年度）　社会福祉法人等に対する指導監査の結果

枚方市健康福祉部福祉指導監査課

１　指導監査の対象

（１）社会福祉法人

枚方市内に本部を設置し、枚方市域内でのみ施設運営や事業を行っている社会福祉法人が本市所管となります。なお、枚方市内に法人本部が設置されているが、本市を超えて施設や事業を運営している場合は、主たる法人本部事務所の存在する都道府県または厚生労働省が所管する社会福祉法人となり、当該都道府県または厚生労働省が指導監査を行います。

（２）社会福祉施設

社会福祉法人の所轄庁に関わらず、枚方市域内にある社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設）が本市所管となります。

２　指導監査の実施状況

令和４年度（2022年度）における指導監査は、枚方市社会福祉法人等指導監査指針及び令和４年度（2022年度）枚方市社会福祉法人等指導監査実施方針に基づき、実地指導監査を実施しました。

令和４年度（2022年度）は、社会福祉法人38法人、社会福祉施設96施設を対象として、そのうち11法人、18施設に対して、法人及び施設運営状況、利用者支援等について監査を行いました。

実施状況は、次のとおりです。

○ 指導監査の実施状況（令和４年度）

	社会福祉法人	社会福祉施設	内　訳		
			老　人	児　童	障　害
対　象　数	38	96	34	59	3
実　施　数	11	18	0	18	0
実　施　率	28.9%	18.8%	0%	30.5%	0%

※　老人：老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

児童：児童福祉施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業）※公立を除く

障害：障害者支援施設

※　対象数は令和４年（2022年）４月１日現在。実施数は令和５年（2023年）３月末現在。

３　指導監査の結果の概要

（１）法人運営に関するもの

社会福祉法人11法人に対して指導監査を実施したところ、法人運営関係で15件、会計関係で7件の文書指摘がありました。法人運営関係では「評議員会・理事会の運営に関すること」、会計関係では「計算書類等に関すること」が指摘事項として多くありました。

なお、指摘件数には、前回の指導監査において口頭指摘を行った事項が改善できていなかったことにより文書指摘となったものを含みます。

【社会福祉法人に対する主な指導事項の具体的事例】

≪法人運営≫

・理事会及び評議員会の決議を行う際、特別の利害関係を有する理事及び評議員の存否について決議を行う前に法人が各理事・評議員について確認できていない事例

→理事会及び評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事・評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する理事・評議員の存否については、その決議を行う前に法人が、各理事・評議員について確認しておく必要があります。

・理事長（及び業務執行理事）は、実際に開催された理事会において、３か月に１回以上（定款で定めた場合は毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上）、職務の執行状況について報告がされていない事例

→理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告は、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっているが、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。

・役員及び評議員の報酬等の支給基準について、評議員会の承認を受けていない事例

→改正を行う際についても評議員会の承認の必要があります。

≪ 会　計 ≫

・収入した金銭について経理規程に規定する保管期間を超過して保管されている事例

・附属計算書について金額の誤りがある事例

→社会福祉法人は公益性・非営利性の高い法人であるとともに、事業運営の透明性の確保・向上が求められることから、経理事務については、社会福祉法人会計基準をはじめとする各通知や経理規程に基づき適正な会計処理を行ってください。

（２）施設運営に関するもの

社会福祉施設 18 施設に対して指導監査を実施したところ、利用者支援関係で 2 件、食事提供関係で 2 件、会計関係で 5 件の文書指摘がありました。

なお、指摘件数には、前回の指導監査において口頭指摘を行った事項が改善できていなかったことにより文書指摘となったものを含みます。

【社会福祉施設に対する主な指導事項の具体的事例】

≪ 利用者支援 ≫

・保育所運営規程に規定すべき内容（乳児・満三歳に満たない幼児及び満三以上の幼児の区

分ごとの利用定員）について記載がされていない事例

→区分ごとに定員数を記載する必要があります。また運営規程を変更した際は私立保育幼稚園課に変更届の提出を行ってください。

≪ 食　事 ≫

・あらかじめ作成された保育所の献立から変更した際の内容が記録されていない事例

→変更内容の記録をする必要があります。また変更した際は保護者に周知をお願いします。

≪ 会　計 ≫

・収入した金銭について経理規程に規定する保管期間を超過して保管されている事例

・小口現金について、経理規程に規定されている限度額を超過している事例

・財産目録の預金残高と銀行残高証明書の残高が一致していない事例

→社会福祉施設は、公費を主たる財源として運営される極めて公共性の高いものです。経理事務については社会福祉法人会計基準をはじめとする各通知に基づき、適切な会計処理を行ってください。

4　指摘事項の概要について

【法人に対する文書指摘】

≪法人運営≫

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数
①定款等に関すること	2
②評議員・役員に関すること	1
③評議員会・理事会の運営に関すること	9
④評議員・役員等の報酬に関すること	2
⑤その他	1
合計	15

≪会　計≫

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数
① 資金管理及び体制に関すること	1
② 会計処理に関すること	1
③ 会計帳簿に関すること	0
④ 計算書類等に関すること	5
⑤ その他	0
合計	7

【施設に対する文書指摘】

≪利用者支援≫

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 基本方針・組織に関すること	2	0	2	0
② 施設設備・職員配置に関すること	0	0	0	0
③ 支援方針及び個別支援計画に関すること	0	0	0	0
④ 苦情解決に関すること	0	0	0	0

⑤ 利用者の預かり金及び遺留金品に関すること	0	0	0	0
⑥その他	0	0	0	0
合計	2	0	2	0

≪食事提供≫

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 運営形態に関すること	0	0	0	0
② 栄養管理に関すること	0	0	0	0
③ 食事内容に関すること	1	0	1	0
④ 給食に係る書類に関すること	1	0	1	0
⑤ 衛生管理に関すること	0	0	0	0
⑥ その他	0	0	0	0
合計	2	0	2	0

≪会　計≫

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 資金管理及び体制に関すること	0	0	0	0
② 会計処理に関すること	2	0	2	0
③ 会計帳簿に関すること	1	0	1	0
④ 計算書類等に関すること	1	0	1	0
⑤ その他	1	0	1	0
合計	5	0	5	0

5　主な指摘事項について

	文書指摘事項	根拠法令等※
法人運営関係	理事会及び評議員会の決議を行う際、特別の利害関係を有する理事及び評議員の存否について決議を行う前に法人が各理事・評議員について確認すること。	ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅰ3(2)2 Ⅰ6(1)2
法人運営関係	理事長（及び業務執行理事）は、実際に開催された理事会において、３か月に１回以上（定款で定めた場合は毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上）、職務の執行状況について報告すること。	ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅰ6(1)4
法人運営関係	役員及び評議員の報酬等の支給基準について、評議員会の承認を受けること。	ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅰ8(2)1
会計関係	・小口現金について、経理規程に規定されている限度額を超過しているため超過しないように管理すること。 ・収入した金銭について経理規程に規定する保管期間以内に金融機関に預け入れること。	ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅲ3(2)1 経理規程
会計関係	財産目録の預金残高と銀行残高証明書の残高を合致させること。	ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅲ3(3)3

※根拠法令については、関係法令及び通知等を以下の略称で表記しています。
・ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ＝「指導監査ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）別紙）